

農薬を使用する皆様へ

# 住宅地等における 農薬使用について

## 住宅地等とは…

学校、保育所、病院、公園等の公共施設、街路樹、住宅地に近接する「農地」「市民農園」「家庭菜園」「森林」等



**住宅地等で農薬を使用する場合には、  
飛散防止対策を徹底しましょう。**

農薬の飛散を原因とする、住民や子ども等の健康被害が生じないように、農薬を使用しない管理を心がけましょう。

また、農薬を散布せざるを得ない場合でも、農薬の飛散防止に努めるなど、十分な配慮をしましょう。

# 農薬飛散による被害の発生を防ぐために

## 農薬使用の回数と量を減らしましょう

### 病害虫や雑草の早期発見に努めましょう

観察や見回りなどを行い、病害虫被害や雑草の発生の早期発見に努めましょう。

### 農薬のスケジュール散布はやめましょう

病害虫の発生や被害を確認せずに、定期的に農薬を散布することはやめましょう。

### 栽培前に、病害虫に強い作物や樹木、品種を検討しましょう

病害虫に強い作物や樹木、品種を選びましょう。

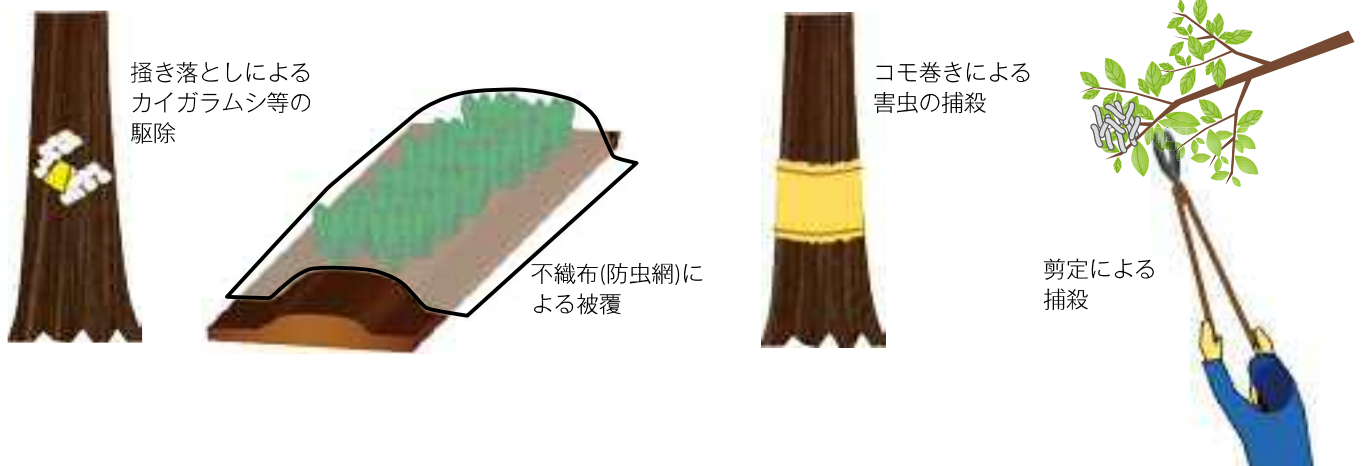


### 連作を避け、適切な土作りや施肥を実施しましょう

同じ土地に、続けて同じ作物を栽培する（連作）と、病害等が発生しやすくなるので避けましょう。

### 農薬以外の物理的防除を優先して実施しましょう

害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去などの防除を優先し、やむを得ない場合にのみ、農薬による防除を選択しましょう。



# 農薬を使用する場合に守るべきこと

## 周囲へ飛散しない農薬を選びましょう

誘引、塗布、樹幹注入や粒剤など、飛散の少ない農薬を活用しましょう。  
やむを得ず農薬を散布する場合は、害虫の発生箇所のみ散布する等、最小限の区域の散布に留めましょう。



## 天候や時間帯に注意しましょう

無風か風の弱いときに行うなど、天候や時間帯を選んで行いましょう。  
特に、近くに学校、通学路がある場合は、子どもがいる時間帯の農薬散布はやめましょう。

## 農薬はラベルに記載された内容に従って使いましょう

農薬取締法に基づいて登録された、対象の植物に適用のある農薬を、ラベルに記載された使用方法及び使用上の注意事項を守って使用しましょう。

使用基準（適用農作物、使用量又は希釈倍数、使用方法、使用時期、使用回数等）を確認

農薬の登録を確認（特定農薬を除く）

農林水産省登録第〇〇〇号

<ラベル例>

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	10 アール当たり 使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用方法	△△を含む農薬の 総使用回数
□□□	灰色かび病	600 倍	200 ~ 700ℓ	収穫 30 日前 まで	3 回以内	散布	3 回以内
□□□	炭疽病	500 倍	150 ~ 300ℓ	収穫 7 日前 まで	4 回以内	散布	4 回以内

【効果・薬害等の注意】  
.....

【安全使用上の注意】  
.....

注意事項も必ず  
チェック

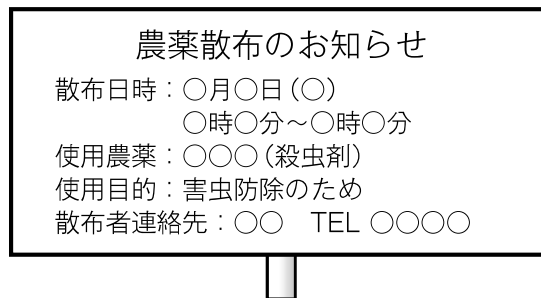
最終有効年月(西暦下2けた)18. 11

有効年月以内である  
ことを確認

## 事前に十分な周知を行いましょ

農薬を散布する際は、事前に周囲に住んでいる方等へ十分な周知を行いましょ。近隣に学校や通学路がある場合は、学校や保護者等にも連絡しましょ。

立て看板等による  
事前周知



## 散布区域に人が入らないよう対策を講じましょ

看板による表示などを行い、散布区域に人が立ち入ることがないように配慮しましょ。

散布区域を  
コーン等で分け



## 農薬の使用履歴を記録し、保管しましょ

農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類名又は商品名、単位面積当たりの使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管しましょ。

## むやみな農薬の現地混用はやめましょ

ラベルに混用に関する注意事項がある場合は、必ず守りましょ。

### 農薬は適正に管理しましょ

- 鍵のかかる保管庫等で管理し、定期的に量を把握し記録しましょ。
- 廃棄する場合は許可を受けた業者に委託するなど、適正に処分しましょ。

作成

埼玉県農産物安全課 ☎ 048-830-4053  
埼玉県病虫害防除所 ☎ 048-539-0661

彩の国  
埼玉県

